クローバーのさと ショートステイ (予防含む) カウピリ板橋

短期入所生活介護 利用料金

R 6. 4. 1 改定

(1) 基本料金 (1日あたり)

基本サービス費 (併設型・空床型 ユニット型個室)

要介護度	短期入所生活介護(I)					
安川 改及	1割	2割	3割			
要支援1	588円	1,175円	1,762円			
要支援 2	729円	1,457円	2,185円			
要介護 1	782円	1,563円	2,345円			
要介護 2	857円	1,714円	2,571円			
要介護3	941円	1,881円	2,821円			
要介護 4	1,019円	2,038円	3,057円			
要介護 5	1,096円	2,191円	3,287円			

基本サービス費(空床型 従来型多床室)

要介護度	短期入所生活介護(Ⅱ)				
安月 喪及	1割	2割	3割		
要支援 1	501円	1,002円	1,502円		
要支援 2	623円	1,246円	1,869円		
要介護 1	670円	1,339円	2,008円		
要介護 2	746円	1,492円	2,238円		
要介護3	827円	1,654円	2,481円		
要介護 4	905円	1,810円	2,714円		
要介護 5	982円	1,963円	2,944円		

(2) 食費・滞在費 (1日あたり)

滞	在費			食費	
併設型·空床型	空床型	朝食	昼食	おやつ	夕食
ユニット型個室	従来型多床室				
2,400円	1,000円	500円	6 4 0 円	6 0 円	630円

*滞在費・食費について

滞在費・食費については『介護保険負担限度額認定証』をお持ちの方は、認定証に記載してある負担額に準じます。

(3) 加算項目 ※予防も含まれています。

	<u>.</u>		金額			/++· -+v.
	内容		1割	2割	3割	備考
	生活機能向上	I	111円/月	222円/月	3 3 3 円/月	外部のリハビリテーション専
1	連携加算	П	222円/月	444円/月	666円/月	門職と連携し、個別機能訓練計
	個別機能訓練を 算定している場合	<u></u>	111円/月	222円/月	3 3 3 円/月	画を作成している場合 (3か月を限度に)
2	機能訓練体制加算		14円/目	27円/目	40円/目	機能訓練指導員の職務に従事する常勤の職員を配置
3	個別機能訓練加算		63円/目	125円/日	187円/日	機能訓練計画が作成され、実施している場合
		I	5円/日	9円/日	14円/日	常勤の看護師を1名以上配置
		п	9円/目	18円/日	27円/日	・常勤看護師配置 25 対 1 以上 ・看護職員による 24 時間体制
4	看護体制加算	Ⅲ イ	14円/日	27円/日	4 0 円/日	・常勤看護師配置 25 対 1 以上 ・利用定員 29 人以下 ・要介護 3 以上 70%以上
		IV 1	26円/日	5 1 円/日	77円/日	・常勤看護師配置 25 対 1 以上・看護職員による 24 時間体制・利用定員 29 人以下・要介護 3 以上 70%以上
5	5 医療連携強化加算		6 5 円/日	129円/日	193円/日	利用者の急変の予測や早期発 見等のため、看護職員による定 期的な巡視を行っている場合
6	看取り連携体制加算	4	7 1 円/日	1 4 2 円/日	2 1 3円/日	・看護体制加算(II)又は(IV) イ若しくはのを算定していること。 ・看護体制加算(I)又は(III) イ若しくはのを算定しており、 かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ・看取り期における対応、利用者以たの家族等に対明し同意を得ていること。
7	夜勤職員配置加算	I	15円/目	29円/日	44円/日	夜勤職員を勤務条件に関する 基準よりも多く配置している 場合で短期入所生活介護費を 算定している場合

		П	20円/日	40円/日	6 0円/日	夜勤職員を勤務条件に関する 基準よりも多く配置している 場合でユニット型短期入所生 活介護費を算定している場合
	夜勤職員配置加算	Ш	17円/日	34円/日	5 0 円/日	夜勤時間帯を通じて看護職員又は 喀痰吸引等ができる介護職員を配 置している場合(従来型)
		IV	23円/日	45円/日	67円/日	を勤時間帯を通じて看護職員又は 喀痰吸引等ができる介護職員を配 置している場合 (ユニット型)
8	認知症行動·心理症状緊急 対応加算 (7日間限定)		222円/日	444円/日	666円/日	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが必要であると判断した者に対して、指定介護福祉施設サービスを行った場合
9	若年性認知症利用者 加算	受入	134円/日	267円/日	400円/日	若年性認知症の診断を受けて いる方へ加算
10	3 送迎加算		205円	409円	613円	自宅と事業所間の送迎を行った 場合
11	緊急短期入所受入加算 (7日を限度)		100円/日	200円/日	300円/日	計画にはない短期入所生活介 護を緊急に行った場合
12	2 療養食加算		9円/回	18円/回	27円/回	食事箋に基づく療養食を提供 した場合
13	13 口腔連携強化加算		5 6 円/回	111円/回	167円/回	・事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し評価結果の提供した場合にひと月に1回に限り算定。 ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が当該事業者からの相談等に対応する体制を確保し、その旨を文章等で取り決めていること。
14	4 長期利用減算		-33円/日	-66円/日	-99円/日	同一事業所を連続30日超えて 利用している者に対して減算 を行なう
	<i>₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩₩</i>	1	468円/日	935円/日	1,402円/日	利用者が利用していた訪問看 護を行う訪問看護事業所にて
15	在宅中重度者受入 加算	2	463円/日	926円/日	1,389円/日	利用中に健康管理等を行った要介護者
		3	459円/日	917円/日	1,376円/日	利用者が利用していた訪問看

		4	472円/日	944円/日	1,416円/日	護を行う訪問看護事業所にて 利用中に健康管理等を行った 要介護者
		Ι	4 円/日	7 円/日	10円/目	入居者の半数以上が認知症で あり、チームとして専門的な認 知症ケアを実施した場合
16	認知症専門ケア加算	П	5 円/目	9円/目	14円/日	(I)の基準を満たし、認知症 介護の指導に係る専門的な研 修を終了している者を一名以 上配置し、職員ごとの研修を実 施または実施を予定している 場合
		I	111円/月	222円/月	3 3 3 円/月	(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)の データにより業務改善の取組 による成果が確認されている こと。 ・見守り機器等のテクノロジ ーを複数導入していること。 ・職員間の適切な役割分担の 取組等を行っていること。 ・1年以内ごとに1回、業務改 善の取組による効果を示すデ ータ提供(オンラインによる提 出)を行うこと。
17	生産性向上推進体制 加算	п	1 2 円/月	2 3 円/月	3 4 円/月	・利用者の安全並びに介護サービスの確保及び職員の 負担軽減の委員会の開催や心 要な安全対策を講じた上で、生産性力がである。 要な安全対策を講じた上で、近 を全力がある。 を全力がある。 ・見守つ以上導入している。 ・見守つ以上導入している。 ・1年以内でよる効果をによる効果をによる効果をによる効果をによる効果をデータ提供(オンラインによる提出)を行うこと。
18	サービス提供体制	Ι	2 5 円/目	49円/目	7 4 円/日	介護福祉士80%以上 勤続10年以上介護福祉士3 5%以上
19	加算	П	20円/日	40円/日	60円/日	介護福祉士60%以上
20	- 	Ш	7円/日	14円/日	20円/日	介護福祉士50%以上 常勤職員75%以上 勤続7年以上30%以

(4) 処遇改善加算

○令和6年5月まで

21	介護職員処遇改善 加算 (I)	所定単位数に8.3%を加算/月
22	介護職員処遇改善 加算(II)	所定単位数に6.0%を加算/月
23	介護職員処遇改善 加算(Ⅲ)	所定単位数に3.3%を加算/月
24	介護職員等特定処遇改善 加算(I)	所定単位数に2.7%を加算/月
25	介護職員等特定処遇改善 加算(II)	所定単位数に2.3%を加算/月
26	介護職員等ベースアップ 等支援加算	所定単位数の1.6%を加算/月

○令和6年6月から

27	介護職員処遇改善	所定単位数に14,0%を加算/月	
21	加算(I)		
28	介護職員処遇改善	所定単位数に13,6%を加算/月	
28	加算(Ⅱ)	別た事位数に13,0 %を加昇/月	
20	介護職員処遇改善		
29	加算(Ⅲ)	所定単位数に11,3%を加算/月	
20	介護職員処遇改善	所定単位数に9,0%を加算/月	
30	加算 (IV)	別に中世数に3,0 70で加昇/	

- ※端数処理等があるため、(1)(2)(3)(4)合算金額と実際の額金が合わないことがあります。
 - また、人員配置・その他の基準を満たしている場合に該当、算定するものもあります。
- ※ご負担額は介護保険負担割合証に記載されております、負担割合に準じます。
- (4) その他の費用 ※介護保険給付対象外サービス

1)	特別な食事	実費	入居者の希望に基づいた特別な食事を提供した場合	
2	趣味活動・教養娯楽費、 クラブ活動費	実費	個別的に行うレクリエーション、趣味活動等で使用する材料費 等、施設で用意するものをご利用いただく場合	
3	理美容サービス	実費 ご希望され、実施された場合にいただく料金(カット、顔そり パーマ、カラー、介護美容など)		
4	通常の実施区域を超え る交通費	通常の実施区域を越えて 1キロにつき 50円		
5	衣類レンタル代	1日につき400円(パジャマ上下、日常着上下、肌着、短パンツ、靴下)		
6	その他	複写物1枚につき10円、諸証明書発行手数料100円		

(5) キャンセル料 ※介護保険給付対象外

	7日前	3日前	1日前	当日
	(利用料の 50%)	(利用料の 70%)	(利用料の 80%)	(利用料の 100%)
要支援1	2,935円	4,109円	4,696円	5,871円
要支援 2	3,640円	5,096円	5,824円	7,281円
要介護 1	3,907円	5,469円	6,251円	7,814円
要介護 2	4,284円	5,998円	6,855円	8,569円
要介護 3	4,700円	6,580円	7,520円	9,401円
要介護 4	5,094円	7,132円	8,151円	10,189円
要介護 5	5,477円	7,668円	8,764円	10,955円